

にいがた食の安全・安心基本計画改定案への県民意見と県の対応一覧

- 1 県民意見の募集期間  
令和7年2月13日(木)から3月4日(火)
- 2 県民意見の提出状況  
1人1件
- 3 提出意見の反映状況
  - I 反映したもの ..... 0件
  - II 一部反映したもの ..... 0件
  - III 既に記述済のもの ..... 0件
  - IV 今後の検討課題とするもの ..... 0件
  - V その他記述を変更しなかったもの ..... 1件

No.	県民意見	県の対応	反映状況
1	<p>県のホームページ、食の安全インフォメーションにはきのこ鑑定の窓口についての紹介がないと思われるので、その点を追加いただきたい。</p>	<p>県としましては、野生きのこの鑑別を希望する方に対しては、原則として、食用と正確に判断できないきのこは「採らない」「食べない」「人にあげない」よう呼びかけており、保健所での野生きのこの鑑別受付は、地域の実情に応じて対応していることから、ホームページ等で相談窓口をお知らせしていませんが、毒きのこによる食中毒の予防につきましては、きのこの食毒鑑別に関して専門知識を有する「にいがた食の安全・安心サポーター」と連携して引き続き取り組んでまいります。</p>	V